

尼崎市子ども・子育て審議会

第3回利用者負担検討部会 次第

日時：平成31年4月18日(木)18:30～

場所：尼崎市立すこやかプラザ ホールB

1 開会

2 議事

(1) 第1回、2回利用者負担検討部会の議事内容について

(2) 「幼児教育無償化制度に係る尼崎市の保育料利用者負担」中間答申（案）について

(3) その他

3 閉会

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会利用者負担検討部会委員名簿

No.	選 出 区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	◎ 田邊 やすみ 泰美	園田学園女子大学 短期大学部幼児教育学科
2	学識経験者（教育専攻）	ニシカワ マサキ 西川 正晃	岐阜聖徳学園大学 教育学部
3	特別委員（学識経験者）	○ ハシモト コウイチ 橋本 好市	神戸常盤大学 教育学部こども教育学科
4	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメト マコト 梅本 誠	尼崎法人保育園会
5	児童福祉又は学校教育の関係者	ハマナ ヒロシ 濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会
6	市民の代表者	タマキ マスミ 玉木 真澄	就学前の子どもの保護者
7	市民の代表者	ヨシザワ ナオコ 吉澤 直子	就学後の子どもの保護者

◎：部会長 ○：副部会長

（平成31年4月18日現在 敬称略／選出区分ごとに50音順）

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

【マクロな視点】

消費税率引上げによる税収増分			5兆円強
軽減税率導入に伴う減収分			1兆円
(軽減税率導入考慮後の税収増分)			4兆円強
使 途 の 内 訳	財政再建(後代への負担の付け回し軽減等)		1.2兆円強
	人づくり革命		1.7兆円程度
	パ ッ ケ ー ジ の 経 済 政 策	幼児教育の無償化	
		待機児童の解消	
		保育士の処遇改善	
		高等教育の無償化	
		介護人材の処遇改善	
	社会保障の充実		1.1兆円程度

【無償化の財源について(国の案)】

法律上の位置づけ (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市
施設型給付 (地域型保育給付を含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	-	-	10/10
子育て支援施設等 利用給付(仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/2	1/4	1/4
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4
	一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、病児保育事業		1/2	1/4	1/4
	預かり保育		1/2	1/4	1/4

【本市の状況】

《消費税率引上げに伴う地方消費税交付金について》

【現行】平成29年度決算について

地方消費税交付金(H29決算)	7,666,290	千円
うち前回引き上げ分(3%分)(H29決算)	3,115,019	千円

※H31年10月からの消費税率の引き上げ(2%分)によって、地方消費税交付金の増が見込まれるが、その分地方交付税交付金が減る可能性もある。

《無償化に伴う市の負担について》

【試算】今回の無償化に伴う新たな本市の負担増分

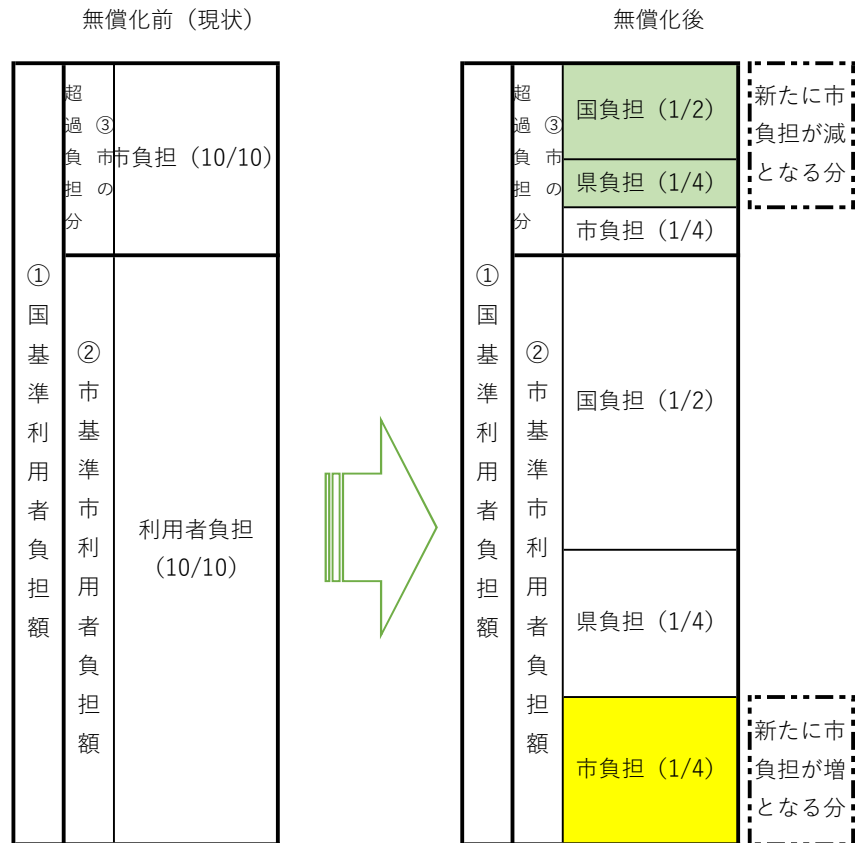
本市の負担増分(31年度分) ※1	0	千円
本市の負担増分(32年度以降分)(通年) ※2 ※3	730,000	千円

※1 平成31年度に係る無償化の経費は全額国費の案が示されている。

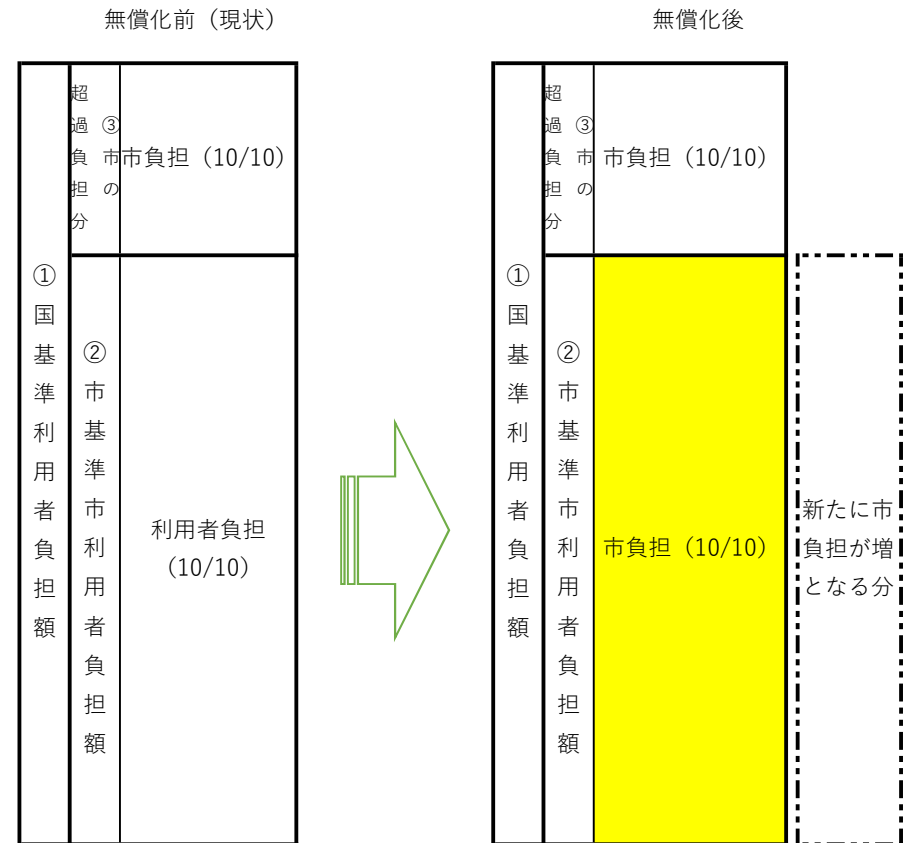
※2 本試算は、幼稚園の預かり保育等に係る負担は含まれていないものであり、当該数字はあくまで推計として算出しております。

※3 3号認定こども(0～2歳児)の保育料について、現在の市の超過負担額は年間240,000千円程度である。(平成30年4月ベース)

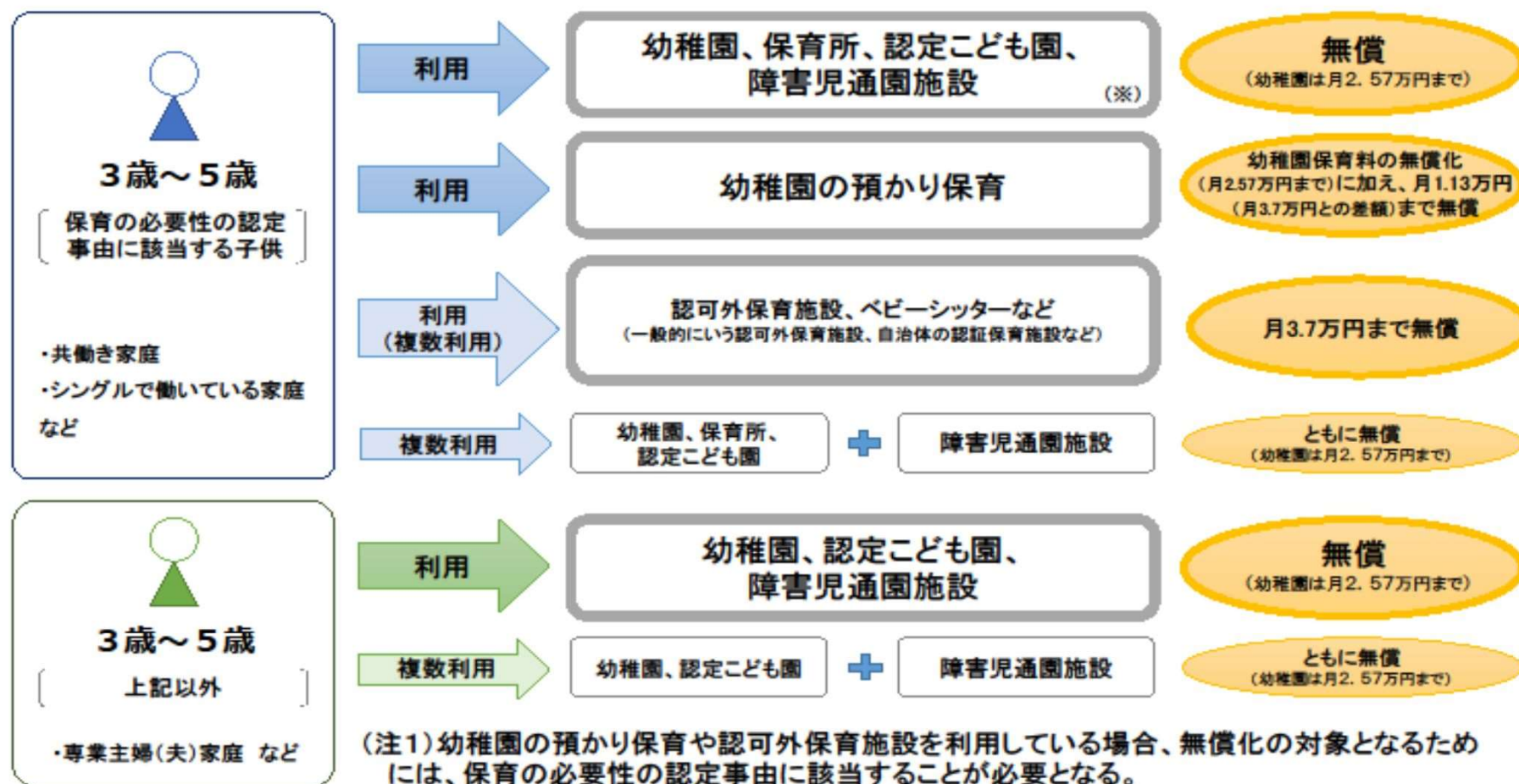
幼児教育・保育の無償化に伴う新たな市負担に係る考え方（私立の場合）



幼児教育・保育の無償化に伴う新たな市負担に係る考え方（公立の場合）



幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

現 行（3号保育料表・標準時間）				
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)
A	生活保護世帯	0	0	-
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	-	5,300	-
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	61,000	52,200	0.86
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90

7,800

1,300

1,400

10,600

1,800

16,100

2,700

17,100

21,600

改 正 案（3号保育料表・標準時間）				
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)
A	生活保護世帯	0	0	-
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81
新D6-1	市民税所得割課税額 213,000円未満	61,000	49,500	0.81
新D6-2	市民税所得割課税額 257,000円未満	61,000	52,200	0.86
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90

7,900

7,800

1,300

1,400

10,600

1,800

13,400

2,700

2,700

17,100